

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	市営住宅(公営住宅)の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、市営住宅(公営住宅)の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

平成30年6月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅(公営住宅)の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に基づき、市営住宅等を整備し、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。光市における市営住宅等の適正かつ効率的な管理・運営のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)において定めるとおり、公営住宅法及び住宅地区改良法に関する以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①入居申込みに関する事務 ②家賃等の決定及び徴収に関する事務 ③家賃等の減免に関する事務 ④入居者の収入状況の報告に関する事務 ⑤住宅の明渡し請求、住宅のあっせんに関する事務
③システムの名称	1 市営住宅管理システム 2 既存住民記録システム 3 団体内統合利用番号連携サーバー 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1 市営住宅(公営住宅)入居者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)及び別表第一(19項、35項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(公営住宅及び改良住宅管理に関する事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に公営住宅法又は住宅地区改良法に関する事務が含まれる項(31、54の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部建築住宅課
②所属長	建築住宅課長 沖本 俊幸
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設部建築住宅課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1566

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

